

開放病床の共同利用に関するマニュアル

北九州市立医療センター

1 開放病床について

当院の開放病床は、急性期・高度医療の治療を行う病床であり、当院担当医と登録医の先生方が相互に医学の研鑽を図り、包括的で一貫性のある安全で良質な医療を提供する事を目的としております。

2 対象患者

対象となる患者は、当院が診療すべき高度な医療や急性期医療等を必要とする患者とします。専門的な治療や検査を要しない（単に療養を目的とした）慢性疾患患者は対象となりません。

3 受入診療科

内科、肝臓内科、血液内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腫瘍内科、内分泌・糖尿病内科、産婦人科、外科、乳腺外科、内分泌外科、大腸外科、肛門外科、肝臓外科、胆のう外科、膵臓外科、食道外科、胃腸外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、麻酔科

4 開放病床数

一般病床 7 床

本館 5 階南病棟：1床（消化器センター）

本館 6 階北病棟：1床（産婦人科、外科、乳腺外科、泌尿器科）

本館 6 階南病棟：1床（整形外科、麻酔科）

本館 7 階南病棟：1床（循環器科、心臓血管外科、内分泌・糖尿病内科）

本館 7 階北病棟：1床（呼吸器科、呼吸器外科）

別館 3 階病棟：1床（内科、腫瘍内科）

別館 4 階病棟：1床（内科、脳神経外科、耳鼻咽喉科）

※病棟の診療科、変更する場合があります。

5 登録医

当院の開放病床や施設・設備の共同利用を希望する医師は当院の共同利用登録医になる必要があります。

（1）登録の手続き

- ・登録を希望する医師は、「登録医申請書」（様式1）を医療連携室へ提出してください。（郵送・FAX可）
- ・登録を承認された医師に対して、当院院長が「登録医証」（様式2）を交付し、各種案内等含め送付します。

（2）登録医の要件

- ・北九州二次保健医療圏及びその近隣の医療圏内に所在する医療機関等の医師であること。
- ・保険医の届出を行っていること。
- ・開放病床の趣旨を理解し、「北九州市立医療センター開放病床運営規程」及び関係法令等を遵守できること。

（3）登録期間

登録医の登録期間は1年間とします。

ただし、年度の途中から登録された場合の登録期間は、登録日の属する年度の末

までとします。なお、登録期間は登録医と当院の双方に特別の事情がない限り、自動更新となります。

6 入院手続

(1) 開放病床の利用や開放型病院共同指導料等について患者に説明し、患者の同意を得たうえでお申し込みください。

※説明には「開放型病院共同指導料について」(様式3)を利用し、患者に手渡してください。

※入院期間は、原則として2週間以内です。

(2) 「紹介患者事前連絡票」の「開放病床利用について」にレチェックを入れたものもしくは電話連絡も可です。

※受付時間は原則、平日の午前8時30分から午後5時までの間です。

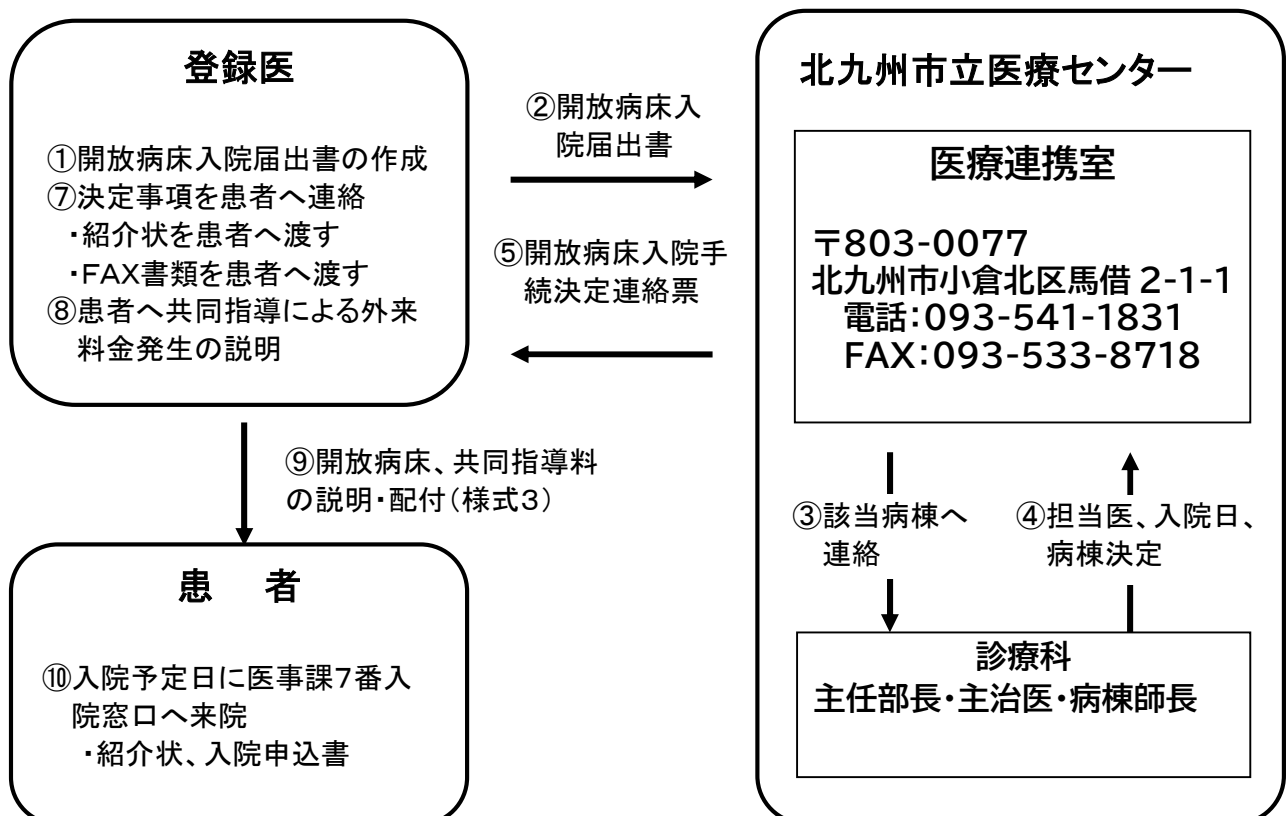
※平日の午後5時以降、土・日及び祝祭日等における緊急入院は原則、救急の患者として取り扱います。

(3) 患者には、入院日前に当院より入院についてのご案内をいたします。

来院された患者には、入院申込書を作成(提出)していただきます。

※「画像結果」・「検査結果」等は、入院当日の提出を原則としますが、必要に応じて事前に提出していただくこともあります。

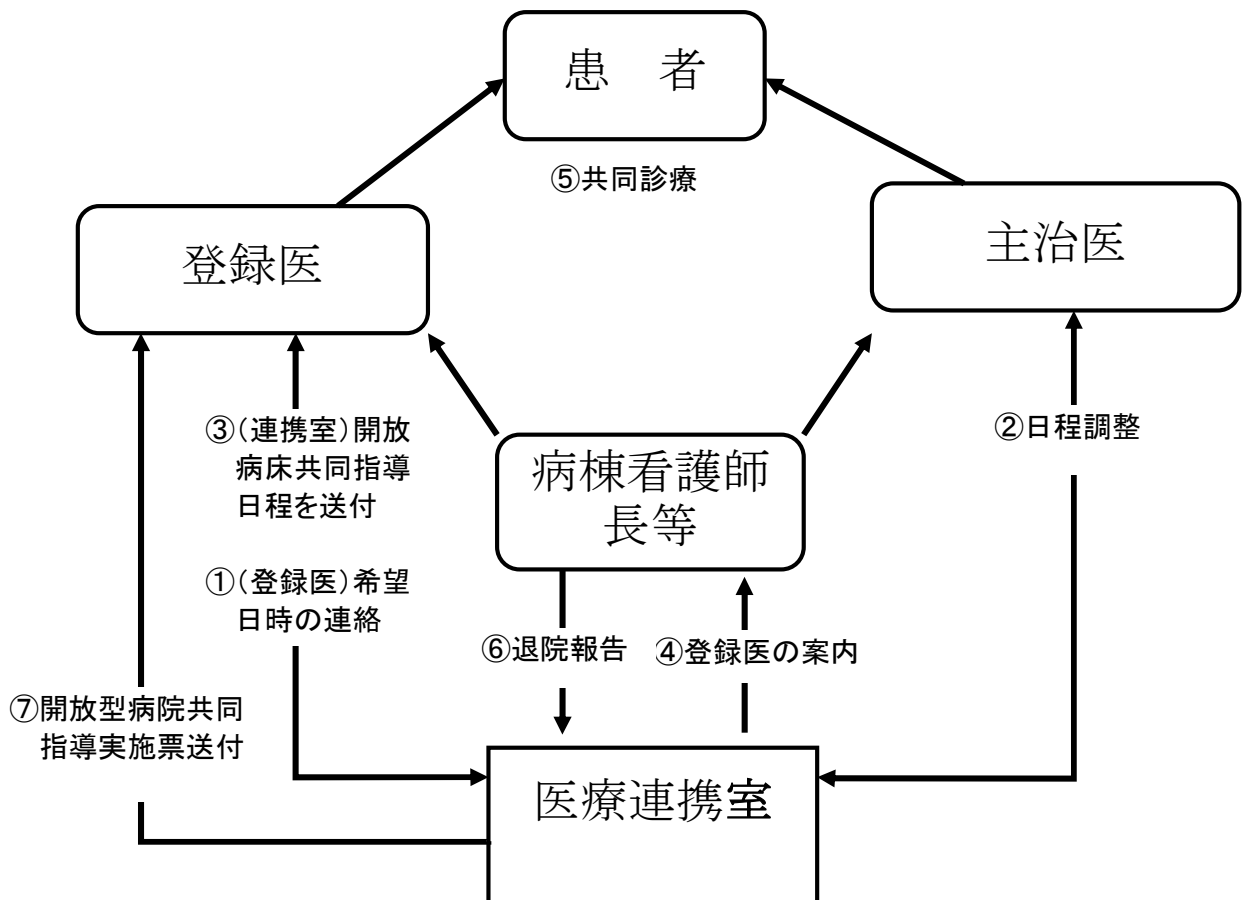
北九州市立医療センター開放病床 入院手順フロー



7 開放病床での共同指導（診療）

- (1) 事前に共同指導（診療）の希望日時を電話などで医療連携室にお知らせください。（主治医の予定確認及び登録医の電子カルテ操作設定のため）
- (2) 日程調整後、「開放病床共同指導（診療）日程報告書」（様式4）を医療連携室よりFAX送信します。
- (3) 来院時には、最初に医療連携室にお越しください。白衣、名札をお渡ししますのでご利用ください。
- (4) 準備が整い次第、病棟へご案内いたします。
※病棟での診療補助は、原則として病棟師長が担当します。
- (5) 共同指導（診療）の時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時までの間とします。これ以外の日時を希望する場合は、医療連携室にご相談ください。
- (6) 登録医と当院主治医は共同指導（診療）の内容を電子カルテへ記載します。
※パスワード等の登録手続として、「宣誓書兼閲覧申請書」（様式5）の提出が必要となります。（基本操作の説明はご希望により対応します。）
入力が終了しましたら当該診療記録をプリントアウトし、自院の当該患者の診療録に貼付してください。
- (7) お帰りの際は、医療連携室に立ち寄り白衣・名札等の返却をお願いします。

共同指導の流れ



8 退院

退院後は、できるだけ紹介元にお帰りいただきます。

9 開放型病院共同指導料の請求について

開放型病院共同指導料（I）は、医療連携室が送付する「開放型病院共同指導実施票」（様式6）や自院診療録等に基づいて登録医療機関で診療報酬請求をしてください。

※当院は月単位で「開放型病院共同指導実施票」（様式6）を作成し報告します。

患者の退院後3日以内、または入院が月をまたぐ場合は翌月3日までに登録医にFAX送信します。

10 病院内の施設・設備の共同利用

（1）共同利用が可能な施設・設備

- ・医療機器(CT、MRI など)
- ・開放病床、手術室、内視鏡室、医薬品情報管理室、病理室など
- ・図書室、講堂、研究室、会議室、OA 研修室など

（2）申請方法

共同利用を希望する場合は、事前に「施設・設備共同利用申請書」（様式10）を医療連携室に送付（FAX可）してください。当院で調整後、医療連携室から利用についてご連絡します。

11 閲覧

（1）閲覧可能な諸記録

- ・共同利用の実績
- ・救急医療の提供の実績
- ・地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績
- ・閲覧の実績
- ・紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

（2）申請方法

- ・事前に「宣誓書兼閲覧申請書」（様式5）を医療連携室に送付（FAX可）してください。
- ・医療連携室から閲覧について通知します。
- ・閲覧が患者の個人情報に害する恐れがあると判断し、閲覧を拒否する場合はその旨を通知します。

12 業務災害・医事紛争

- ・共同指導（診療）の実施に関連して生じた登録医の業務災害は、出張中の災害となるため、登録医側での処理をお願いします。
- ・医事紛争が発生した場合、両者が連携を密に協力して対処することとします。
- ・損害賠償や医療裁判に進展した場合は、それぞれが加入している損害賠償保険によって処理することとします。

13 その他

- ・当院の諸規則を遵守してください。
- ・当院が開催する各種研修会や講演会、各診療科のカンファレンス、症例検討会への参加も希望に応じて可能です。
- ・各種様式はホームページからダウンロードできます。

⇒<http://>

- ・ご要望・ご不明な点等ございましたら、医療連携室までご連絡ください。

2010年4月作成
2010年9月改定
2020年10月改定